

【フラット35】借換対象住宅に関する確認書

(金融機関名)

株式会社クレディセゾン 御中

申込人(本人)(自署)(氏名)

連帯債務者または連帯保証人(自署)(氏名)

私(連帯債務者および連帯保証人を含みます。)は、【フラット35】の借換融資の申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。

なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

▼ご注意

- ・下表の内容を確認し、該当する場合は内容確認欄にチェックを入れてください。下記内容確認欄(1、7および8を除きます。)において、不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。
- ・なお、1が不適合の場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です(本確認書は使用できません。)
- ・建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。
- ・下表の確認項目のうち、「住宅の建設時期」を確認した書類(確認済証、検査済証または登記事項証明書等)については、その写しを本確認書に併せて金融機関にご提出ください。

<技術基準事項の適合確認表>

番号	内容確認欄		確認項目	確認内容	確認方法	金融機関記入欄
	適合	不適合				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の建設時期	・確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であること。 【確認済証の交付年月日が確認できない場合】 ・新築時期(※2)が昭和58年4月1日以降であること。	次のいずれかにより確認(※1) ・確認済証 ・検査済証 ・登記事項証明書により確認	
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積	・一戸建て住宅等(※3)にあつては70㎡以上、 共同建て住宅(※4)にあつては30㎡以上であること。	・登記事項証明書等により確認(※5)	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅(※6)の床面積	①住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ②住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	①については、登記事項証明書等により確認(※5) ②については、目視で確認	
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸建型式等	【共同建て住宅(※4)または重ね建て住宅(※4)の場合のみ】 ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅及び重ね建て住宅でない場合は左欄の「適合」にチェックを入れてください。	・戸建型式については、目視で確認 ・構造区分については、火災保険証券により確認	
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	接道	・原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	次のいずれかにより確認(※7) ・確認済証 ・検査済証 ・メジャー等で測定	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	維持保全	・建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁からは正命令等を受けていないこと。	-	

【長期優良住宅の場合】(長期優良住宅でない場合、チェックは不要です。)

番号	内容確認欄	確認項目	確認内容	確認方法	金融機関記入欄
7	<input type="checkbox"/>	長期優良住宅の適用	・所管行政庁から長期優良住宅の認定を受けていること。	長期優良住宅に係る次のいずれかにより確認(*) ・認定通知書 ・変更認定通知書 ・承認通知書(所有権移転した場合)	
8	<input type="checkbox"/>	増築・改築の有無	・認定取得時から増築または改築が行われていないこと。	・登記事項証明書により確認	

(*) 確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

- ※1 台帳記載事項証明書、登記証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類による確認も可能です。
- ※2 新築時期とは、登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。
- ※3 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅および重ね建て住宅をいいます(図1参照)。
- ※4 共同建て住宅または重ね建て住宅については、図1を参照してください。
- ※5 確認済証(添付図面を含みます。)またはそれに代わる図面等による確認も可能です。
- ※6 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます(図2参照)。
- ※7 新築ときに建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています(図3参照)。なお、建築確認が不要な地域の場合は、敷地が道路に2m以上接していることについて、メジャー等で測定して確認してください。

▶ 詳しくは、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法」をご覧ください。

図1 戸建型式

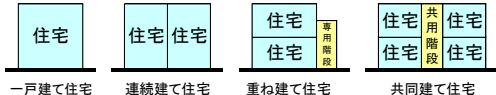


図2 併用住宅



図3 接道

